

八代市監査委員公告第10号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

令和3年12月23日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	前	川	祥	子

定期監査結果に対する

措置状況報告書

(令和3年 12 月)

八代市監査委員

目 次

措置状況報告書

【平成29年度実施分】

- ◆ 観光・クルーズ振興課（旧 観光振興課） 1

【令和元年度実施分】

- ◆ 観光・クルーズ振興課（旧 観光振興課） 2

【令和2年度実施分】

- ◆ 選挙管理委員会事務局 7
- ◆ 農業振興課 8
- ◆ フードバレー推進課 10
- ◆ 農地整備課 11
- ◆ 健康福祉政策課 12
- ◆ 生活援護課 14

【令和3年度実施分】

- ◆ 危機管理課 15
- ◆ 文書統計課 18
- ◆ 企画政策課 20
- ◆ 人権政策課 21
- ◆ 環境課 23
- ◆ 環境センター管理課 24

八市観ク第77号-1
令和3年12月3日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光・クルーズ振興課（旧観光振興課）
監査対象年度 平成 28 年度
監査実施期間 平成 30年 1月 9日 ～ 平成 30年 2月 1日

指摘事項	<p>観光振興課が所管する指定管理施設において、行政財産の使用許可がないまま自動販売機が設置されていた。</p> <p>指定管理施設へ自動販売機等を設置する場合は、行政財産の目的外使用許可が必要となり、行政財産の使用許可に関しては、八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例等に手続きが規定されている。</p> <p>今後は、適正な行政財産の使用許可事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のありました自動販売機の使用許可については、指定管理者と協議を行い、自動販売機を確認し、使用許可手続きを行いました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光・クルーズ振興課（旧観光振興課）
監査対象年度 平成 30 年度
監査実施期間 令和 2年 1月 8日 ～ 令和 2年 2月 3日

指摘事項	<p>①令和元年度において、市が借用しているビルの一部を契約書等の文書によることなく、他団体に転貸していた。また、歳入となる賃貸料については当該団体に対する歳出と相殺していた。行政事務は文書に基づくべきである。また、歳入と歳出を相殺することは、地方自治法第210条に定める総計予算主義の原則に反し、不適切な事務処理となっている。至急、必要な契約を行い、歳入と歳出をそれぞれ予算に計上した上で適正な収入、支出に関する事務を行っていただきたい。</p> <p>今後は、適正な行政事務及び予算執行事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>市が借用しているビルの一部を契約文書によらず他団体へ転貸していることへの指摘があったことから、令和2年3月17日付けで当該年度の貸借に係る覚書をおこない、DMOやつしろが賃借料と実費電気料を市へ支払う事務処理をおこないました。</p> <p>また、くまナンステーションをイベント推進課が使用する分についても、事務室使用料や光熱水費について取り決めがされておらず、指摘を受けたため、令和2年3月に令和元年5月15日に遡ってDMOやつしろと八代市で契約をおこないました。</p> <p>今後は、地方自治法等、関連法令を遵守し適正な事務処理に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光・クルーズ振興課（旧観光振興課）
監査対象年度 平成 30 年度
監査実施期間 令和 2年 1月 8日 ～ 令和 2年 2月 3日

指摘事項	<p>②令和元年度における新八代駅観光物産案内所及び八代駅観光案内所の運営業務について、12月末まで書面による契約を交わさないまま、業務を行わせており、非常に不適切な状態となっていた。</p> <p>至急、適正な業務委託となるよう、契約書を交わしていただきたい。</p> <p>今後は、適時適切に予算執行事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>令和元年度の業務委託契約については、年度当初に契約内容に合意はあったものの、書面での契約は行っていなかったため、平成31年4月1日に遡って令和2年2月に契約書を取り交わしました。</p> <p>令和2年度は、八代駅観光案内所、新八代駅観光案内所の両案内所とも4月1日付けで業務委託契約を取り交わしたほか、令和3年度においても適切な業務委託（契約済）をおこなっています。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光・クルーズ振興課（旧観光振興課）
監査対象年度 平成 30 年度
監査実施期間 令和 2年 1月 8日 ～ 令和 2年 2月 3日

指摘事項	<p>③八代市日本版DMO活性化事業補助金において、概算払で支出した補助金に対し、多額の返納が行われていた。</p> <p>これは、交付決定時に対象経費の計上方法など必要な条件が示されていなかったことによるものである。</p> <p>交付決定時に補助事業実施に係る必要な条件を明確に示し、補助事業が適正に行われるようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>DMOやつしろに対し、補助事業執行にかかる適正な事務手続き等についてあらためて指導をおこなった（経理規定の見直し等）。更に、事業実施前にはDMOやつしろと入念な協議をおこない、必要な条件等を双方が十分に確認した上で事業に着手している。また、事業実施中に疑義が生じた場合にはすみやかに協議をおこない、事業が円滑におこなわれるよう努めています。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光・クルーズ振興課（旧観光振興課）
監査対象年度 平成 30 年度
監査実施期間 令和 2年 1月 8日 ～ 令和 2年 2月 3日

指摘事項	<p>⑤泉町地域の観光施設の土地について、市有財産台帳に記載されていなかった。 当該観光施設の土地が市有財産であるか確認を行い、必要に応じて、市有財産台帳の修正を行っていただきたい。 観光振興課では多くの土地・建物などの市有財産を所管しているため、漏れがないように市有財産台帳に記載し、適正に管理していただきたい。</p>
改善内容	<p>泉町の観光施設においては、土地の境界が不明なため、これまで市有財産台帳に記載していなかった。現在、地籍調査を始めており、調査完了には時間を要するが、市有財産として境界が確定した場合は、泉支所地域振興課において市有財産台帳への記載をおこないます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光・クルーズ振興課（旧観光振興課）
監査対象年度 平成 30 年度
監査実施期間 令和 2年 1月 8日 ～ 令和 2年 2月 3日

指摘事項	<p>⑧観光振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取り扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・支出に対する戻入を収入として出納簿に記載しているもの・収入に対する還付を支出として出納簿に記載しているもの・支出と収入を相殺し、差額のみを支出として出納簿に記載しているもの・収入、支出の決裁伺に根拠となる書類が添付されていないもの・職員による長期の立替払が行われているもの <p>観光振興課は、多くの準公金を取り扱われていることから、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘があった事項について、収入・支出にあたっての出納簿への記載を適切に行うとともに、伺には関係書類を付したうえで、課長までの決裁を行うよう改善しました。</p> <p>また、準公金が多いことから、毎月末に課長が通帳と出納簿を確認し、残高の確認、職員の立替払い、入金漏れの有無などの内容確認を行うなど、チェック体制についても見直しを行いました。</p>

八代市監査委員 様

八代市選挙管理委員会

委員長 高浪智之

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 選挙管理委員会事務局
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年6月12日 ～ 令和2年8月24日

指摘事項	<p>開票所内配線設置（参議選）業務委託及び選挙機器点検・設定・立会い業務委託（参議選）において、予定価格調書及び見積合わせ調書の金額に記載誤りがあった。</p> <p>公正な契約締結を確保するため、正確に事務処理を行い、決裁者においても慎重に内容の確認を行う必要がある。</p> <p>今後は、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった、予定価格調書及び見積合わせ調書の金額の記載誤りについて、その後、令和3年度に執行された市長選挙、市議会議員選挙及び衆議院議員総選挙において、担当者は正確な事務処理を心掛け、決裁者2名（係長級・局長）は慎重に内容の確認を行うよう再度確認の上で実行しました。</p> <p>今後も、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な事務を執行します。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 農業振興課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和 2 年 1 0 月 1 5 日 ～ 令和 2 年 1 1 月 9 日

指摘事項	<p>① 農業振興課で行っている「全国い産業連携協議会」の会計事務において、当該協議会への国庫補助金が収入されるまでの間、資金が不足するため、農業振興課が会計事務を行っている他団体から資金が補填されていた。</p> <p>他の団体から補てんすることを前提に事業を行うことは適正ではない。国からの補助金の交付を早期に受けるなど適正な事務を行っていただきたい。真に他団体からの借入が必要な際には、団体と協議を行った上で、予算書や決算書において資金の貸借が行われていることを明らかにする等の検討を行って頂きたい。</p>
改善内容	<p>① 指摘のあった、国庫補助金が収入されるまでの資金不足時に他の団体から補てんしていたことについては、国への請求をできる限り早く行うように改善します。また、国からの支払いが遅れる場合等も考えられるため、立替えを行う熊本県いぐさ・豊表活性化連絡協議会と協議を行い、立替えを行う旨を総会資料に記載し総会に諮っていただくように改善しました。</p>

指摘事項	<p>② 農業振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3万円を超える支出について、2者以上の見積徴取が行われていないもの ・ 見積徴取が市外業者のみから行われているもの ・ 職員による長期の立替払が行われているもの ・ 立替払者にいつ現金を渡したのか確認できないもの ・ 支出に対する戻入を収入として出納簿に記載しているもの ・ 職員が会計事務を行うことについて、規約等で規定されていないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約変更が必要なものについて、変更が行われていないもの
改善内容	<p>② 指摘のあった各種団体の会計事務については、「会計事務の手引き」、「随意契約の手引」、「公金取扱いに関するマニュアル」等を参考に適正に処理するように改善します。</p> <p>また、「立替払者にいつ現金を渡したのか確認できないもの」については、立替払いは極力行わないようにし、立替払いを行った場合には確認欄等を設け確認するように改善、「支出に対する戻入を収入として出納簿に記載しているもの」については、収入の欄ではなく、支出の欄にマイナス表記で記載するように改善します。</p> <p>なお、「職員が会計事務を行うことについて、規約等で規定されていないもの」については、協議会規約に規定するように改善しました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 フードバレー推進課
監査対象年度 令和 元 年度
監査実施期間 令和 2年10月15日 ～ 令和 2年11月 9日

指摘事項	<p>フードバレー推進課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・職員による長期の立替払が行われているもの・適切な時期に支払が行われていないもの・3万円を超える支出について、2者以上の見積徴取が行われていないもの・公金等取扱マニュアルに、収入の取扱いが定められていないもの <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった各種団体の会計事務において、次のとおり改善しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・事務処理を見直すことで立替払を取り止め、通常払いに改めました。・相手方に対し、納品後速やかに、請求書を提出いただくよう都度依頼するなど、適切な時期に支払いができるよう改善しました。・八代市契約規則の規定に基づき、3万円を超える支出については2者以上の見積を徴取するよう改善しました。・令和2年12月1日付けで、公金等取扱マニュアルに収入の取扱いを定めました。 <p>今後は、監査指摘事項に留意しつつ、市会計規則及び契約規則等を遵守し、適正な会計事務を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 農地整備課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年10月15日 ～ 令和2年11月9日

指摘事項	<p>自家用電気工作物の保安全管理業務委託料の積算において、これまでの落札率の実績を勘案し、設計額から4%控除した額を執行予定額としていた。</p> <p>工事及び工事関係業務委託においては、公共工事の品質の確保に関する法律（以下、「品確法」という。）に基づき、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為（歩切り）は、品質や作業上の安全確保の低下等が懸念されることから禁止されている。</p> <p>工事関係以外の業務委託については品確法の適用を受けないが、八代市契約規則においては、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況（中略）等を考慮して適正に定めなければならない。」とされている。</p> <p>今後は、必要な経費を過不足なく見込んで適正に予定価格を定めるなど、品確法の趣旨や八代市契約規則に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった自家用電気工作物の保安全管理業務委託料の積算については、設計額を執行予定額とするように改善しました。今後は、品確法の趣旨や八代市契約規則に基づき、適正な事務を行ってまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和2年11月17日 ～ 令和2年12月16日

指摘事項	<p>総合福祉センターの冷暖房代については、雑入として収入されているが、私人への徴収委託が行われていた。</p> <p>地方自治法施行令第158条により、歳入の徴収又は収納の事務を委託することができるものが限定されており、雑入としては徴収委託できない。このことは、前回の監査においても指導を行っていたが、十分な改善が見られなかった。</p> <p>冷暖房代について、使用料として条例に定めた上で私人への徴収委託を行うなど、適正な事務手続きを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった総合福祉センターの冷暖房代については、これまで、冷暖房代を徴収しない期間を定めて、それ以外の期間に使用した場合は、冷暖房使用料を徴収していましたが、今後は、総合福祉センターのエアコンが集中管理方式であるため、全館でエアコンを稼働させている場合には、時期に関わらず、利用者による冷暖房使用料の支払いは不要とします。</p> <p>これにより、冷暖房代が発生するのは、原則、休日等であり、冷暖房を使用した場合は、後日、健康福祉政策課より納付書を発行し、利用者へ請求することとしたため、私人への徴収委託を行うことはありません。</p> <p>なお、冷暖房代の運用につきましては、マニュアル化し、今後も適正な手続きに努めます。</p>

八市健福第 173 号
令和 3 年 1 2 月 9 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課 泉健康福祉地域事務所
監査対象年度 令和 元 年度
監査実施期間 令和 2 年 11月17日 ～ 令和 2 年 12月16日

指摘事項	<p><泉健康福祉地域事務所></p> <p>椎原診療所及び下岳診療所で収入した定期インフルエンザ及び肺炎球菌感染症予防接種の受託に伴う収入が、各診療所では、歳入予算の費目を診療所手数料として収入してあった。</p> <p>手数料は、地方自治法第 228 条の規定に基づき条例で定めなければならないが、八代市立椎原診療所条例及び八代市立下岳診療所条例に、予防接種手数料についての規定がないため、手数料として収入することはできない。</p> <p>診療所事業収入として収入するなど適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった椎原診療所及び下岳診療所のインフルエンザ及び肺炎球菌感染症等の予防接種の受託に伴う収入を、各診療所の費目の診療所手数料として収入しておりましたが、令和 3 年度より歳入予算・診療所事業収入の費目に[その他診療収入]を追加する事により改善しました。今後は診療所事業収入のその他診療収入として収入するように致します。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 生活援護課
監査対象年度 令和元年度
監査実施期間 令和3年1月6日 ～ 令和3年2月1日

指摘事項	<p>生活保護法第63条の規定に基づく返還金、同法第78条の規定に基づく徴収金及び生活保護費過誤払に伴う返納金の収納事務については、会計管理者から出納員への事務の一部委任が行われていなかった。</p> <p>職員が出納員及び現金取扱員として収納事務を行うためには、地方自治法第171条第4項の規定に基づき、会計管理者から事務の一部の委任を受けなければならない。</p> <p>速やかに、会計管理者からの事務の一部の委任を受けていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった返還金、徴収金及び返納金の収納事務における会計管理者からの出納員の委任については、令和3年2月15日に出納員を「生活援護課長」、委任する事務を「生活保護費その他の返還金の収納」として会計管理者に依頼し、令和3年4月1日から事務の一部の委任を受けました。</p>

八市危管第470号
令和3年12月9日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 危機管理課
監査対象年度 令和 2年度
監査実施期間 令和 3年 4月12日 ~ 令和 3年 5月13日

指摘事項	<p>① 消防団運営事業等補助金の交付事務において、八代市補助金等交付規則第15条においては、補助事業者は補助事業が完了したときは収支決算書等を添付し実績報告をしなければならないと規定されているにもかかわらず、消防団に対して実績報告書の提出を求めておらず、同規則第16条で規定されている実績確認が行われていなかった。</p> <p>公金として支出した補助金の使途については、消防団の事業を支援するという補助目的に沿っているか、不適正な使途となっていないか確認する必要があるため、同規則に基づき、実績報告書や帳簿等により実績確認を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 指摘のあった実績確認については、消防団会議の中で補助金にかかる収支決算書等の提出を依頼しております。今後適正に実績確認を行うよう取り扱います。</p>

指摘事項	<p>② 備蓄用の食糧（1,879,200円）購入において、事前に参考見積を3者から徴した結果、著しく有利な価格を示したとして地方自治法施行令第167条の2第1項第7号を適用し、相手方が1者に限られるとし随意契約していた。</p> <p>「随意契約の手引」においては、「著しく有利な価格」であると認められる判断基準は、時価（他業者の見積額）との差額が20%以上であることとされているが、他業者の見積額との差額は20%未満となっているため7号を根拠として随意契約することはできない。</p> <p>また、本件は避難者用の食糧など緊急に必要となるものではない備蓄用食糧の調達のため、競争入札に付すべき案件であった。</p> <p>八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>② 指摘のあった件については、計算に誤りがあり適正な手続きを行っていませんでした。今後八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、係長以下複数で確認し誤りがないよう、適正に契約事務を行うよう取り扱います。</p>

指摘事項	<p>③ 消防積載車車検において、車検の有効期間満了日が令和2年11月17日の車両について、担当者が失念していたとの理由で有効期間満了後の令和2年12月3日に車検を受けているものがあつた。</p> <p>いつ発生するかわからない災害に対して、常に出動できるよう、計画的に車検整備を行っておく必要がある。今後は、担当だけでなく管理監督者による車両台帳の確認を行うなど、再発防止策を講じていただきたい。</p>
改善内容	<p>③ 指摘のあった有効期間満了後の車検については、従前は月1回程度に担当1名のみで台帳を確認し失念するという事態が起きた為、年度当初に車検時期及び台数等の確認を行い、月の初旬と中旬の2回は係長も含め係員複数で台帳を確認するよう改善しました。今後有効期間満了日を超過しないよう適正に管理し、事務執行するよう取り扱います。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>④ 市職員への防災服貸与事務において、八代市職員防災服等貸与規程においては、5年間の貸与期間が満了した貸与品は、市長が返納を要すると認める場合を除き、当該被貸与者に「無償で支給するものとする」と規定され、この規定に基づき5年経過後は貸与被服を職員に無償譲渡していた。</p> <p>地方自治法第96条第1項第6号においては、条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくしてこれを譲渡する場合は、議会の議決が必要とされているが、「八代市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」においては、貸与被服の無償譲渡についての規定はなく、無償譲渡にあたって議会の議決もされていなかった。</p> <p>貸与被服の無償譲渡を行うのであれば同条例の改正を行うか、あるいは貸与品を返納させることについて検討を行っていただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>④ 貸与被服については全て返却を求め、再利用できない被服については、危機管理課で適正に処分いたします。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 文書統計課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和3年4月12日 ～ 令和3年5月13日

指摘事項	<p>① 印刷機の保守契約が令和2年6月1日～令和3年5月31日の長期継続契約により締結され、その予算執行事務において次のような不適切な事務処理が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none">・予算の裏付けのない翌年度の令和3年4月及び5月の2か月分を含めた12か月分の支出負担行為が行われているもの・契約書に、翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合には契約の変更又は解除があり得ることを規定した特約条項がないもの
改善内容	<p>指摘のあった予算の裏付けのない翌年度の支出負担行為があり、及び翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約書への特約条項の規定がないことについては、令和4年度における当該保守契約については、令和4年7月から令和5年3月までの9か月間の契約とするように改善し、以後も年度をまたぐ契約を行わないようにします。</p>

指摘事項	<p>② 行政不服審査制度手数料及び市民手帳販売実費徴収金等の収納事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の連番があらかじめ記入されていないもの ・使用済みの領収書の無効処理が行われていないもの ・現金出納簿が作成されていないもの
改善内容	<p>指摘のあった行政不服審査制度手数料の収納事務において、領収書の連番があらかじめ記入されていないものについては、当該領収書にはあらかじめ連番を付すよう改善しました。</p> <p>また、現金出納簿については、これに代わるものとして納付検認表を作成し、収納事務の発生の都度、これを用いて課長までの確認を行うよう改善しました。</p> <p>指摘のあった市民手帳販売実費徴収金収納事務においては、領収書冊子に連番の記入をしてから、各支所へ配布するようにしました。</p> <p>また、使用済みの領収証の無効処理については、販売取扱マニュアルに記載し、各支所へも周知徹底しました。</p> <p>今後は、八代市会計規則及び「会計事務の手引き」に基づき適切な処理を行います。</p>

指摘事項	<p>③ 公印の使用にあたって管守者の審査照合が行われず、管守者以外の者により決裁の確認のみが行われていた。</p> <p>八代市公印規程第12条第2項に「公印を使用しようとするときは、押印を必要とする文書に決裁済の原議書を添えて管守者に呈示し、その審査照合を受けなければならない。」と規定されている。</p> <p>同規程に基づき、適正な公印の管理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった公印の使用に係る管守者の審査照合が行われず、及び管守者以外の者による決裁の確認のみが行われていたことについては、管守者が不在の場合等による公印使用の遅滞を勘案し、管守者のほか管守者が指名する者をもって審査照合することができるよう規定の改正を行うこととします。</p> <p>また、審査照合については、決裁の確認にあわせて当該決裁を受けた文書と公印を使用しようとする文書が同一のものであるかの確認を行うことで、公印の適正な管理を行うこととします。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 企画政策課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和3年6月4日 ～ 令和3年6月29日

指摘事項	<p>① 地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）事務において、金銭消費貸借契約約款第9条においては、「乙（融資先）は、毎決算期ごとに、決算書類等を甲（市）に提出するとともに、貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の償還状況について、甲に報告する。」と規定されているにもかかわらず、担当者の人事異動により失念していたとの理由で平成29年度及び30年度分の償還状況報告書を貸し付けた5社から徴していなかった。</p> <p>この規定は、貸し付けた団体が償還を怠った場合に繰上償還させるなど債権保全のために必要な手続のため、毎年償還状況報告書の提出を求め、適正な債権管理を行っていただきたい。</p> <p>また、担当者の事務引継を確実にいき、管理監督者による二重チェックを行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった償還状況報告書の提出については、毎年10月頃に「償還状況報告書等」の提出依頼を行うよう事務引継書へ明記するとともに、課の要覧にも記載し管理監督者が事務内容を把握しチェックできるように改善しました。</p> <p>令和元年度以降は償還状況報告書の徴収を行っておりますので、今後も、償還状況報告書の徴収漏れが無いよう、確実な事務引継ぎと管理監督者によるチェックの徹底を図り、適正に債権管理を行うように取り扱います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 人権政策課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和3年6月4日 ～ 令和3年6月29日

指摘事項	<p>人権政策課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定期的な通帳、出納簿、収入伺、支出伺及び領収書の整合性の確認と出納簿への押印が行われていないもの・ 納品書や請求書等の証拠書類に基づく支出伺によらず、預金口座からの払戻しが行われているもの・ 預金口座への戻入にあたり、戻入伺が作成されていないもの・ 切手の受払簿に管理監督者の確認印欄がなく、定期的な確認が行われていないもの・ 印刷物、備品等の納品確認が行われていないもの・ 公金等取扱マニュアルの規定内容が不十分なもの <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
------	---

改善内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な通帳、出納簿、収入伺、支出伺及び領収書の整合性の確認と出納簿への押印を行うようにしました。 ・ 納品書や請求書等の証拠書類に基づく支出伺を作成するようにし、誤って預金口座からの払戻しが行われないよう、払戻請求書と支出伺を適時突合わせするようにしました。 ・ 預金口座への戻入にあたり、戻入伺を作成しました。 ・ 切手の受払簿に管理監督者の確認印欄を作成し、定期的な確認を行うようにしました。 ・ 印刷物、備品等の納品確認が行われていないものについて、検収を行った上で請求書を受領し、支払いを行い、領収書を徴するようにしました。 ・ 公金等取扱マニュアルの規定内容が不十分なものについて、不十分な部分を追記し記載しました。 <p>今後、対象の協議会に関する準公金の取扱について、上記に指摘された事務処理について改善を図りつつ、マニュアルに沿った事務処理を行っていきます。</p>
------	---

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 環境課

監査対象年度 令和2年度

監査実施期間 令和3年6月4日 ～ 令和3年6月29日

指摘事項	<p>下水道事業計画変更図書等作成業務委託契約において、翌年度にわたる履行期限延長の変更契約が行われているが、繰越明許費の設定に係る議会での議決日は令和2年12月18日となっているにもかかわらず、議決前の令和2年12月9日付けで変更契約を締結してあった。</p> <p>地方自治法第232条の3においては、「支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、議会での承認前に変更契約することはできない。</p> <p>今後は関係法令を遵守し、適正な事務の執行に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった翌年度にわたる履行期限延長の変更契約について、今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 環境センター管理課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和3年6月4日 ～ 令和3年6月29日

指摘事項	<p>印刷物の発注事務において、平成28年度から30年度にかけて予算執行伺などを起案せず発注していたものがあった。</p> <p>さらに、印刷物が納品され、納品書及び請求書を受け取っていたにもかかわらず支払をせず、令和2年7月に業者からの催促を受け、令和2年11月に支払が行われていた。</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条においては、請求を受けた日から30日以内に支払うことが義務付けられている。</p> <p>今後は、職員に対する法令遵守等についての研修・指導を徹底するなど再発防止策を講じていただきたい。</p> <p>また、会計事務処理が適時適切に行われるよう、管理監督者は予算執行状況や印刷物の在庫等の定期的な確認を行い、業務が滞っていないか把握し、支払にあたって遅延がないよう十分注意いただきたい。</p>
改善内容	<p>予算執行状況や印刷物の在庫等については、受払簿を作成し二重確認ができるように改善しました。また、支払遅延防止等に関する法令遵守についての研修を実施し、再発防止に取り組んでいます。</p>